

Bouquet

ブーケ

特集号

特集

健康を 考える こと から だ の

生涯を通じていきいきと安心

して暮らせる社会をめざして

CONTENTS

- 心身を傷つける暴力を許さない..... 2P
- 弁護士に聞くDVの実態 3P
- ゆとりをもって、健康に、生涯、いきいきと暮らす..... 4P
- 女性のための新しい医療のかたち“女性専門外来”... 5P
- 育児休業、介護休業に関する法律が改正されました... 6P
- インフォメーション..... 7P
- 小学生の女の子、男の子へ..... 8P

男女共同参画講演会

みんなで生きる 個性がいきる

講師 **瀬地山 角** (東京大学助教授)
平成17年7月9日(土)
午後1時~3時



朝日新聞社・高波淳記者撮影

ゆめ育て 人を育てる 共同参画

(内閣府が公募し決定した今年度の標語です)

6月23日~29日は男女共同参画週間です。

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会について考えてみませんか?

心身を傷つける暴力を許さない。

男女が対等なパートナーとして、社会のさまざまな分野で協力し合うていくためには、いかなる暴力も見逃してはいけません。

パートナーからの暴力(DV)に悩んでいませんか

DVって何?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫や恋人、同棲相手など、密接な関係にあるパートナーから受ける暴力のことをいいます。暴力といっても、殴る、蹴るといった身体的暴力から、生活費を渡さない、働くことを妨害するといった経済的暴力、罵倒する、何をいつても無視するといった精神的暴力、性的関係の強要、避妊に協力しないといった性的暴力まで、さまざまなかたちがありますが、すべて暴力です。

被害者は、多くの場合女性であり、特に経済的自立が困難であるなど、社会的弱者である女性に対する暴力は、個人の尊厳を害するもので、男女平等の妨げになっています。

ドメスティック・バイオレンスは特別な人たちが起こす特別な問題ではありません。内閣府の「配偶者からの暴力に関する調査」(平成15年4月公表)では、回答を寄せた女性約1400人のうち、5人に1人が配偶者等から身体的暴力、心理的強迫、性的強要のいずれかを受け

たことがあると回答しています。こうした暴力により、命の危険を感じた経験がある人も20人に1人います。

DVで心に傷を負う子どもたち

子どもたちへの影響も見逃せません。目の前で暴力がふるわれるのを見ることで、心に傷を負う子どももあれば、父親の母親に対する暴力を「止めさせることができなかつた」と、無力感や罪悪感にさいなまれる子どももあります。また、暴力や恐怖が介在する人間関係を学習することにより、それ以外の方法でコミュニケーションをとることができなくなる例もあります。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるだけでなく、子どもたちにも深刻な影響を与えているのです。

DV防止法の仕組みとその考え方

こうした状況を受け、平成13年に施行された「配偶者からの暴力防止及び被害

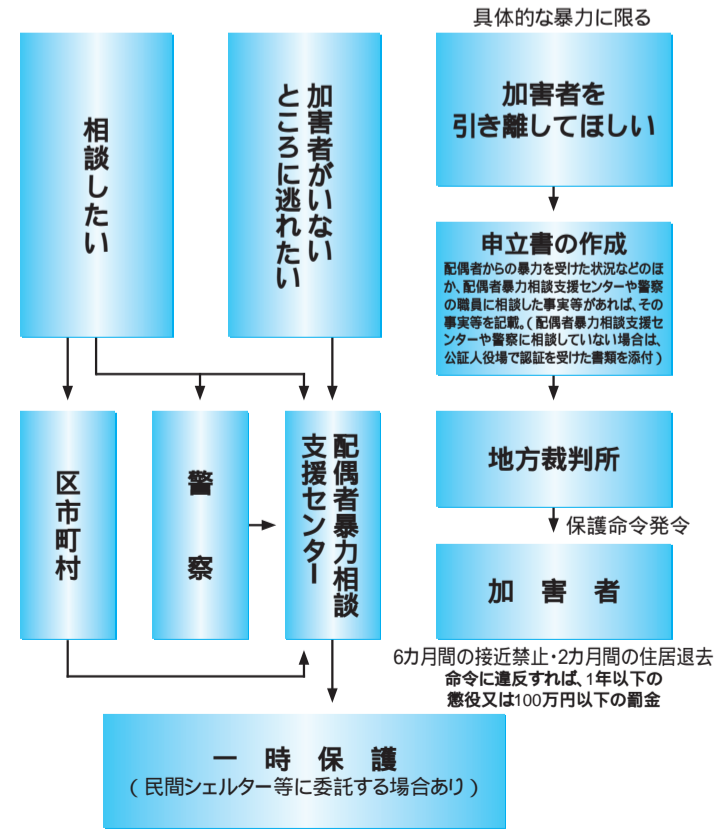
者の保護に関する法律」(DV防止法)が、より対策を強化する目的で一部改正され、平成16年12月に施行されました。DV防止法の法律の対象は「配偶者からの暴力」ですが、「配偶者」には婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。元配偶者も含みます。男性、女性は問いません。「暴力」とは身体に対する暴力または心身に有害な影響をおよぼす言動を指します。

また、DV防止法では、暴力の防止と被害者の保護のため、都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」の整備を義務づけています。東京都では「東京ウイメンズプラザ」と「東京都女性相談センター」がこの機能を果たしています。支援センターでは、次のような相談・援助を行っています。

- 相談または相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者および同伴者の一時保護
- 被害者の自立生活促進のための情報提供
- 供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供
- 供その他の援助

【DV防止法の仕組み】支援の流れ

暴力を受けた



被害者を居住させ一時保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
「一時保護」とは、緊急に加害者から逃れたい人が、お子さんと一緒に、しばらくの間、安全に生活することができるようにすることです。さらなる暴力により、重大な危害を受けるおそれが大きい場合は、裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。保護命

令には、6カ月間の「接近禁止命令」と2カ月間の「退去命令」があります。平成15年度に、全国の支援センターに寄せられた相談数は4万3225件、警察における対応件数は1万2567件でした。一人で悩まずに、どうぞ警察や支援センター等にご相談ください。また、区でも本庁舎や女性センター「ブーケ21」で相談を受けています。

DV連絡機関・相談窓口

- 配偶者暴力相談支援センター(相談電話)
東京ウイメンズプラザ ☎03-5467-2455
午前9時～午後9時(年末年始を除く毎日)
- 東京都女性相談センター ☎03-5261-3110
午前9時～午後8時(祝日・年末年始を除く月～金曜日)

- 緊急の場合(24時間)
東京都女性相談センター ☎03-5261-3911
警察(事件発生時) ☎110番

- 警察の相談窓口
警視庁生活安全相談センター ☎03-3581-4321
午前8時30分～午後7時15分(祝日・年末年始を除く月～金曜日)

- 区の相談窓口
女性相談
(福祉部児童家庭課) ☎03-3546-5388
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く月～金曜日)
- 「ブーケ21」女性相談
(女性センター「ブーケ21」)-予約制-
問合せ・予約 ☎03-5543-0653
午後1時～午後4時
(祝日・年末年始を除く水曜日、第三水曜日のみ午後5時30分～午後8時30分)

DVの実態



言葉の暴力もDVのひとつ

東京弁護士会では池袋でDVとセクシュアル・ハラスメントの専門相談を行っています。DVの原因とする離婚相談です。シエルトなど身を寄せている施設の方に付き添われて相談にみえる方も少なくありません。からだに対する暴力だけでなく、性行為を強要する性的暴力、言葉の暴力もDVです。「そのくらい我慢できなくてどうする」「くらいに言われがちですが、長年、怒鳴る、ののしる、ささいな非を責め立てられれば、人はからだに暴力を受けた場合と同じように傷つき委縮します。実際、言葉の暴力の被害者の相談は多いです。言葉による暴力に限らず、DVは加害者が相手を自分と同じ人格をもった対等の人間と見ていないからできることです。

DV防止法ができて、「DV」という言葉が広く知られるようになり、最近は被害者の意識もずいぶん変わってきました。「よ

くあること、人に相談するようないことではない」と思われていたのが、「人権侵害だ」「離婚理由にもなるし、抗議すべきことだ」と理解されるようになってきたと思います。

DV防止法の目玉は保護命令

DV防止法の目玉は保護命令です。DV防止法が施行されてから保護命令の申立てが約5千件あり、約4千件の保護命令が発令されました。弁護士が代理人になつて申立てるケースはそれほど多くありません。被害者本人の申立てが断然多いようです。支援センターや警察に相談に行けば、保護命令の申立ての方法を説明してくれます。裁判所には被害者本人が簡単に申立てられるように工夫した申立書を用意してあります。申立書の記入のしかたや必要書類などは、書記官が丁寧に教えてくれるはず。平成16年施行の改正により元配偶者の暴力についても保護命令の申立てができるようになりました。被害者と同居する子どもへの接近禁止命令も申立てが可能です。

保護命令とともにDV防止法の柱とされるのが、「配偶者暴力相談支援センター」（東京都では東京都女性相談センターと東京ウイメンズプラザ）と警察です。DV防止法ができて、DVに対する警察の対応がずいぶん変わりました。昔はDVを「夫婦げんか」としてとりあつてくれなかつた警察が、今は親身になつてDV相談に乗ってくれたとか、保護命令を申立てる前、あるいは保護命令の有効期間終了後に、住まい

を見回してくれたといつことを聞いています。

早めに支援センターや弁護士に相談

DV被害者が加害者との関係を清算する決意をした場合、直接加害者と話をするのは危険ですから、信頼できる第三者の中にいってもらうことになるでしょう。しかし、親類や知人などに相談しても、「そのくらい我慢しなさい」と諭されて、期待した結果が得られないことが多いかもしれませぬ。最初から、支援センターや弁護士に相談して、専門的な情報を得たほうがよいのではないのでしょうか。弁護士を依頼するお金がない場合は、法律扶助を利用できます。私のところに相談に来られた人の中には、もとの生活に戻つたケースも2例あります。2例とも偶然、私が紹介しようと考えていたカウンセラーに、夫が自発的に通つていたケースです。その後もカウンセラーに継続的に出席してもらい、その都度、報告書を出してもらいました。DVを自覚して自発的に治したいと考えている男性の場合は、カウンセラーなどの加害者更正プログラムが有効だと思えます。

保護命令や訴訟には証拠が不可欠

保護命令を申し立てる場合も、離婚訴訟でDVを離婚理由として主張する場合も、DVの証拠が必要です。診断書や怪我の写真、暴力後の部屋の写真がよいでしょう。子どもは、親が考えている以上にDVをよく見ていますから、高校生以上の子に目撃してきたDVについて陳述書を書いて

もらつて証拠にすることもできます。DVについて相談していた知人がいれば、その人に陳述書を書いてもらってください。

言葉の暴力だけの場合は、保護命令の対象にはなりません。刑法の傷害罪にあたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症したような場合は、保護命令もあつると考えられています。この場合は、もちろんPTSDの診断書が必要です。

DVが理由で離婚が認められる場合に、必ず慰謝料が多額になるわけはありません。慰謝料額は、DVなり不貞なり相手方の行為によつてどのくらい精神的肉体的苦痛を被つたかによるからです。

デートDVという言葉もあるようですが、DVは若い大学生の恋人同士でも起きています。DV加害者の男性は、大抵、手をあげたことはあるが、そんなにひどいことはしていないと言います。相手を自分と同じ人格をもつた人間と見ることができず、自分の意にそわなければ暴力を振るつても仕方ないと考えているのです。親のDVを見て育つた子どもはDVを正当化しがちで、加害者になる可能性が高いと言われています。DVの連鎖が起きますのです。DV防止のためには、子どもの頃からDVが人権侵害であり、犯罪であつて許されないことを教育していく必要があると思います。

樋口由美子 弁護士

早稲田大学文学部演劇専攻科卒。平成9年、みずき総合法律事務所設立。東京弁護士会、両性の平等に関する委員会副委員長、法務省八王子地区人権擁護委員、東京強姦救済センター・アドバイザー弁護士。

男性が後をたたないことも、セクハラの一因としてあげられます。

き然とした対応を

セクハラには、大きく分けて2つのタイプがあります。職場における地位や権限を利用して性的言動を要求するものと、性的言動により、不愉快な思いをさせたり、就業環境に悪影響を与えたりするものです。

前者には個人的な資質も大きく関わってきますが、セクハラのない職場にするためには、女性も男性も仕事上の大切なパートナーだという意識を根づかせることが重要です。事業主に雇用管理上の配慮義務があることはもちろんですが、男女雇用機会均等法、女性の側も、不愉快な思いをしたら相手には「きり不快であることを伝え、同時に職場においてもセクシュアル・ハラスメントの研修や話し合いを行い、啓発を深める必要があります。それでも止まないようなら、被害の記録を残し、信頼できる上司や第三者機関に相談します。被害を受けた女性が裁判などにより救済を求める動きも増加しています。泣き寝入りしないことが大切です。

もうひとつの暴力 セクシュアル・ハラスメント

セクハラはなぜ起きる??

被害者はほとんど女性です。職場における性的いやがらせ「セクシュアル・ハラスメント」（以下セクハラ）は、女性の能力発揮を妨げ、働く権利を侵害し、個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけるものです。

セクハラの原因のひとつには、長く、

女性を職場における対等なパートナーと認めてこなかつた歴史があります。「男は仕事、女は家庭」という性別役割意識から抜け切れず、職場でも女性に「女としての役割」を強いてしまう男性も少なくありません。また、女性を性的関心の対象として見る意識を、職場に持ち込む

セクシュアル・ハラスメント相談窓口

- 東京都労働相談情報センター
☎03-5543-6110 午前9時～午後5時
(水曜日は午後7時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)
他に大崎、新宿、王子、亀戸、三鷹、立川、八王子
- 東京ウイメンズプラザ ☎03-5467-2455
午前9時～午後9時(年末年始を除く毎日)
- 東京都女性相談センター ☎03-5261-3110
午前9時～午後8時(祝日・年末年始を除く月～金曜日)
- 女性と仕事の未来館 ☎03-5444-4155
- 東京労働局雇用均等室 ☎03-3818-8408
- 東京法務局人権擁護部 ☎03-3214-6231

ゆとりをもつて、健康に、生涯、いきいきと暮らす。

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、
自分自身の価値観に基いた、
充実した毎日を送るために、
「こんなところからの健康について」
もう一度きちんと考えてみませんか。

自分の健康は自分でつくろ。

健康とは、まったく病気のない状態だけをいうのではなく、たとえ病気や障害があっても、自己実現に向けて前向きに生きている状態をいいます。

そのためには、からだやこころはもちろぬ、社会に置かれた状況が良好であることが欠かせません。家族や友人などと社会的なつながりを持ち、家庭や学校、職場や地域社会などにおいて、いきいきと生活しているかどうかということも、健康の重要な要因です。

日本人の平均寿命は男性78・32歳、女性85・23歳になりました。人生が長くなったことで、一人ひとりが個性を生かして生きられる時間が長くなり、ライフステージに応じた生活の質（QOL:Quality of Life）が、今後、ますます重要になってきます。

生涯、健康にいきいきと暮らすことは、だれもが望むことです。家族であれば、互いの健康に配慮することも大切なこと。でも最後にあなたの健康を守るのは、あなた自身にほかなりません。

働き盛りの自殺が急増

バブル経済が崩壊し、大企業などの倒

産が相次いだ平成10年以降、毎年3万人以上の人が自殺によって亡くなっています。30代から50代の働き盛りの男性では、自殺による死亡は常に上位に位置しています。平成16年の自殺者数は3万0277人でした。これは交通事故による死亡者の4・1倍にあたり、特に男性については平均寿命に影響を及ぼすくらい深刻な状況です。
動機としては経済・生活問題によるものが急増しています。
長時間労働による過労死についても、申請数・認定数ともに年々増加する傾向にあります。自殺につながる精神障害も社会問題となっていて、女性にも増えています。
仕事のストレス、家庭におけるストレス、人間関係からくるストレス…。さまざまなストレスがある中で、それらとどう向き合っていくか、対処していくためには、仕事、家庭、趣味、仲間といった自分にとって大切なものの中で、その時々立っ位置をはっきりさせ、じょうずにバランスをとることが大切です。
「男は仕事」「自分ひとりが家族を支えている」といった硬直した固定観念から、自由になることも必要です。

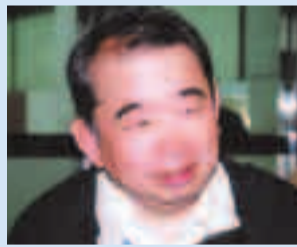
気軽に始められるスポーツで体力づくり、仲間づくり。 水中エクササイズ教室

健康維持のために効果的なスポーツはさまざまありますが、中でも、安全で効果的なものとして注目されているのが水中エクササイズです。中央区では、50歳以上のシニアを対象に水中エクササイズ教室を実施しています。参加者の皆さんとインストラクターにその魅力をつかいました。

生活習慣病予防の目的で参加

齋藤道生さん

生活習慣病予防のために体重を減らそうと思って、女房のすすめもあって参加しています。後ろ向きに歩くといった陸上では難しいことでも、水中なら無理なく行うことができます。減量効果も期待できそうです。いずれにしても体を動かすと気持ちがいいですから、がんばって続けます。



ひざの治療に活用

石川マサ子さん

膝痛対策のためにお医者から勧められて始めました。水中での運動はとても楽しく身体も軽くなり、気分爽快です。水圧を感じながらの歩行は自然と背筋も伸びて、しゃきつとします。ひざの調子も良くなった気がして、土曜日は万障を繰り合わせて参加しています。



毎週土曜日が楽しみ

島貫静枝さん

健康のために申し込みました。今週で3回目です。最初のうちはついていくのが大変でしたが、今ではちゃんとリズムに乗れるようになりました。楽しいですよ、いい気分転換になりますし、何人かの方と顔見知りになったこともあり、終わったとたん次の土曜日が待ち遠しくて。



気持ちが若返ります

樋口里江さん

私の場合も体力維持が目的です。エアロビクスもやっていますが、水中エクササイズのほうが、気持ちが若くなるような気がします。平日は仕事をしていますが、週1回、この教室に通うのが何よりの楽しみです。よほどの用事がない限り、休まないようにしています。



寝たきりにならないように

森 キミさん

膝が悪くて杖を歩いて歩くこともありますが、水中エクササイズなら楽にできます。寝たきりになっては困ると思って、浜町のプールでも一人で水中ウォーキングをしています。みんなといっしょのほうが楽しいですね。体が楽になり、つまずくこともなくなりました。



定期的な運動で健康維持

清水 学さん

水中エクササイズは、ひざや腰に大きな負担をかけることなく、エネルギーを蓄えられるスポーツで、自然な腹式呼吸と血液循環を促進します。シニアの方が対象なので、20年後、30年後も健康でいられるようなスポーツ教室を心がけています。楽しみながら、体力をつけ、健康を維持していくことが目標です。教室の期間中だけでなく、これをきっかけに定期的な運動を習慣にしたいだけだと思います。



仕事以外に「ちこめるもの」を

過剰なストレスを受けたとき、それに
対抗するシステムが、人間のところとか
らだにはあります。ストレスによる身体
的症状も精神的な症状も、自分を守ろう
とする反応のひとつなのです。
ストレスによる心身の不調はだれにで
も起こりうるものですが、ストレスによ
りダメージを受けやすい人は、ストレス
に気づきにくいという特徴があります。

自分は大丈夫などと思わずに、好きな
ことをする時間、リラックスできる時間
をつくり、適度な運動をすることなどで、
ストレスを積極的に発散するようにしま
しょう。

また、「仕事ですべて」という生き方
をしてきた人が、定年を迎えて職がなく
なると、男女を問わず、アイデンティティ
を失い、途方に暮れてしまいがちです。
こうしたことにならないように、定年後
のライフスタイルを考え、仕事以外の生
きがいを探す努力をしておきたいもので
す。地域活動や趣味、それらを通して知

り合った仲間や友人たちとの交流、学習
活動、ボランティア活動などに、目をむ
けてみてはいかがでしょうか。

リプロダクティブ・ヘルス／ ライツと女性の健康

リプロダクティブ・ヘルス／ライツと
は、性と生殖に関する健康／権利のこと
です。特に女性が、自らの意思で子ども
を産む・産まないを選択するなど、自分
の身体と健康について主体的に考え、決

定する権利をいいます。

平成6年の国際人口開発会議（カイ
ロ）、平成7年の第4回世界女性会議
（北京）で女性の権利として位置づけら
れました。初経、思春期から妊娠、出産、
更年期、高齢期にいたるまでの女性特有
の病気、性感染症、個人における性のあ
り方の問題など、女性のライフサイクル
全般を対象にした概念です。

女性のからだはライフステージを重ね
るにつれ、ホルモンバランスがある時期
はデリケートに、ある時期は急激に変化
します。性差医療という、男性とは異な

る女性のここからからだ、社会的・文化
的差異に配慮した医療も少しずつですが
広がっています。

忙しい毎日を過ごしていると、原因不
明の体調不良、ちょっとした不調など、
ついついそのままにしがちですが、どん
な小さな気がかりでも、そのままにしな
いことが肝心です。これといった心当た
りのない人も、検診などの機会を積極的
に利用し、自分自身の性と健康、ここら
とからだについて、より主体的に、より
きちんと考え、管理することを心がけた
いものです。

女性専門外来

女性のための新しい医療のかたち

女性のための新しい医療のかたちであ
る女性専門外来について、対馬ルリ子先
生にお話を聞きました。

女性専門外来とは？

女性は更年期になると女性ホルモンが
急激に減少します。それは後々、女性の
健康、例えば生活習慣病や骨粗しょう症、
アルツハイマーなどの疾患に大きく関わ
ってくるのですが、そうした女性に多い
病気、男性とは異なるホルモンの働き、
心のありかたを考慮した診療をする医療
機関は、最近までまったくありませんで
した。

男性と女性の性差に応じた医療という
考え方は、アメリカなどでは1970年
代から注目されていましたが、それとは
別に、臓器別に診断するのではなく全体
を、これまでの生活歴、既往歴から今
後の生活まで、丸ごと医療の中で見てい

こうという統合医療の流れがありました。

この二つを融合したのが女性のための総
合クリニックで、アメリカではウイミン
ズヘルスクリニックと呼んでいます。日
本では、普通の産婦人科もウイミンズク
リニックとかレディースクリニックと言
っているのです、それらと区別する意味で
女性専門外来と名付けました。

対馬先生は、なぜそうした

女性専門外来を始められたのですか？

お産や病気のときだけではなく、産婦
人科医として一人の女性をずっと見届
けるような統合医療をやりたいと思って始
めたのです。外来でできるレベルの医療
を全てやろうと思って、心療内科、内科、
乳腺外科、泌尿器科も加えました。入院
施設はありませんが、手術のサポートや
リハビリなども行い、患者さんが自分の
健康問題をきちんと理解して、治療法を

選択することができる「インフォームド
チョイス」にも力を入れています。また、
頭痛や肩こりなどの症状や、術後患者さ
んの疼痛を緩和するため、針灸師とアロ
マセラピストによるプログラムも用意し
ています。スタッフはすべて女性で、医
師20人、総勢50人で運営しています。

最近、女性外来を併設する病院や 開設する診療所が増えてきました。

女性の健康の相談窓口であったり、専門
科にかかる前の人口みみたいな感じで機能し
ているところが多いようです。とくに大き
な病院では、話を聞くのは女性で、女性の
心に配慮してくれても、つないだ先の担当
医は配慮が足りないことも少なくありま
せん。それが女性にとつて、本当に望ましい
医療になるかどうかは課題だと思えます。

先生のクリニックには、 どのような患者さんが来ますか？

多いのは近隣の中央区内で仕事をされ
ている20代から30代の方です。妊娠の相
談もあります。月経痛、更年期障害、
不眠などのちょっとした症状やメンタル
な問題、婦人科検診や乳がん検診につ
いてなど、いろいろな疑問や相談を持って
来られます。ずっと気がかりだったこと、
一度相談してみたいと思っていたこと、
不安な気持ち、それらをきちんと受け止

め、安心できるようにすることも女性専
門外来が目指すところです。

九州や四国から2泊3日で受診される
方もいます。セカンドオピニオンは自費
診療になり、ある程度の費用がかかります
が、お金がかかっても納得したいとい
う人が、遠方からもみえます。

対象となる年齢は？

10歳前後から80歳以上の方まで、健康
上の問題は年代に応じてあるはずなの
で、気軽に来ていただきたいと思えます。
特に若い人については、月経のことや性
行動に伴うリスクをきちんと知らない人

が多いので、心配事があつたら大きなト
ラブルになる前に来てほしい。そうした
思いもあつて最近、「ティーンズカフェ」とい
うオープンクリニックを、月1回、日曜
日に始めました。女性に限らず若い人の
体の問題、心の問題に無料で相談にのっ
ています。

今、多い病気は？

拒食症などの摂食障害がものすごく増
えています。拒食症がひどくなると体重
がガクンと減り、月経が止まって戻らな
くなったり、20代から骨粗しょう症が進
んだりします。

見過ごしがちな心身のサインとい うのは何かありますか？

最近、よく言われるのが「プチ更年期」
です。本当の更年期ではなくて、ストレ
スやメンタルな要因による貧血や卵巣機
能不全、甲状腺の病気や膠原病など、普
通の検診ではチェックしないような項目
が背景にあることが多いのです。月経の
異常、体調不良、疲れやすい、のぼせ、
動悸、めまい、頭痛、肩こり、冷えなど
は、一般の医療機関では「気のせいだ」
とか「更年期だから」と言われやすい症
状ですが、ちよつとでもおかしいと思っ
て、あつたら、ぜひ早めに受診される
ことをお勧めします。



対馬ルリ子さん

1958年生まれ。1984年に弘前大学
医学部を卒業後、東京大学医学部産婦人科学
教室に入局。1998年に都立墨東病院総合
周産期センター産婦人科医長。2002年に
ウイミンズウェルネス銀座クリニック院長に就任

育児・介護休業法が改正されました

企業においても仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を

性別にかかわらずなくだれもが活躍でき、だれもが自分らしく生きられる男女共同参画社会を実現するためには、働く場である企業の協力が不可欠です。男女雇用機会均等法では、女性労働者に対して、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇における差別を禁止し、セクシュアルハラスメントの防止などを規定していますが、各企業がこの法律に則して、女性が責任のある仕事につける職場、男女がいいきと働ける職場を目指していただきたいと思います。

一方、家庭を男女で支えあい、男女がともに地域で活躍できる社会にするためには、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備が必要となります。育児や介護を行う働く者の負担を軽くするため、平成17年4月1日付で育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）が施行されたので、その概要を紹介いたします。厚生労働省のホームページ等も参照ください。

育児・介護休業法改正の概要

育児休業制度の改正

改正前は、子どもが1歳になるまでの期間、育児休業を取ることができていました。今回の改正では、保育所への入所がかなわなかった場合、あるいは養育者が死亡、負傷、疾病等の事情によって子どもを養育することが困難になった場合、子どもが1歳6カ月到達するまでの間、育児休業がとれるようになりました。休

業は1人の子どもについて1回です。

また、育児休業ができる労働者の範囲も拡大され、雇用された期間が1年以上であり、子どもが1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる期間労働者にも適用されることになりました。期間を定めて雇用されていても、その契約が実質的に期間の定めのない契約と異なるない状態となっている場合には育児休業の対象となります。

介護休業制度の改正

要介護状態の家族1人について1回ではなく、要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで介護休業できるように改正されました。2回目以降の介護休業ができるのは、要介護状態から回復した対象家族が、再び要介護状態に至った場合です。常勤労働者だけでなく、雇用された期間が1年以上であり、93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる期間労働者にも適用が拡大されます。期間を定めて雇用されていても、その契約が実質的に期間の定めのない契約と異なるない状態となっている場合には介護休業の対象となります。

子の看護休暇制度

小学校就学前の子どもを養育する労働者は、病気・けがをした子供の看護のために、1年に5日まで休暇を取得できるようにになりました。事業主は、業務の繁忙等を理由に申出を拒むことはできません。ただし、勤続6カ月未満の労働者や週の所定労働日数が2日以下の労働者は、労使協定の締結によって対象外となる場合があります。

その他の注意点

育児休業、介護休業、子の看護休暇の申出や取得を理由として、労働者に解雇その他不利益な取扱いをすることは許されません。育児や家族の介護を行う労働者が請求した場合には、1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働、午後10時から午前5時までの深夜労働をさせることはできません。

また、1歳6カ月未満の子どもを養育する労働者や要介護状態の家族を介護する労働者には、勤務時間の短縮等を実施する必要があり、1歳6カ月以上3歳未満の子どもを養育する労働者もそれに準ずる必要があります。3歳から小学校就学前の子どもを養育する労働者、要介護状態以外の家族を介護する労働者についても、育児・介護休業の制度や勤務時間の短縮に準じた措置をとる努力が求められています。労働者の転勤についても、育児や介護の状況に配慮しなければなりません。

育児・介護休業法の改正のポイント

- (1) 育児・介護休業の対象労働者の拡大
 - 期間を定めて雇用される労働者のうち、同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること
 - 子どもが1歳に達する日(介護休業の場合は93日を経過する日)を超えて雇用が継続することが見込まれること
 - いずれにも該当する者を対象に追加
- (2) 育児休業期間の延長
 - 一定の場合、子どもが1歳6カ月に達するまでの休業が可能
- (3) 介護休業の取得回数制限の緩和
 - 同一の対象家族1人につき、介護を要する状態に至ったごとに1回、通算93日の範囲内で休業が可能
- (4) 子の看護休暇制度の創設
 - 小学校就学前の子どもを養育する労働者は、病気やけがをした子どもの世話をするため、年5日まで休暇を取得できる

中央区の男女共同参画施策

男女共同参画基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画関係施策の総合的・体系的な事業を推進しています。

あらゆる分野への男女共同参画の推進

- 区政への女性の参画の拡大
- 社会活動・地域活動への参画の推進
- 男女共同参画推進委員会等の開催
- 「ブーケ21」区民スタッフ養成講座

男女平等社会実現のための意識改革

- 男女平等教育の推進
- 男女共同参画情報誌等の発行
- 女性史の編さん
- 「ブーケ21」講演会等の開催
- ブーケ祭りの開催
- 区民・団体の活動支援
- 男女共同参画に関する情報の収集と発信

働く男女の仕事と家庭の両立支援

- 雇用の機会均等と労働条件の男女平等の確保
- 育児休業法などの普及・啓発
- 相談体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 女性福祉資金の貸付
- 保育内容の充実
- 子育て支援事業の充実
- 子ども支援事業の充実
- 子ども家庭支援センターの設置

生涯を通じた心と身体の健康支援

- あらゆる暴力の根絶
- 女性に対する暴力の防止と被害者の支援
- 関連機関との連携と相談体制の充実
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する支援
- 母子保健サービスの充実
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 健康づくりの支援

中央区の男女共同参画社会の実現のために

「ブーケ21」区民スタッフ養成講座

女性センターを区民の方々にとりまして主体的に活動できる実践の場として活用していただくため、男女共同参画に関する基礎的な知識や実践的な運営力を身につけるための講座を実施しています。

男女共同参画情報誌

男女共同参画社会の実現に向け、「Bouquet」を発行しています。特集号年1回(本誌)と定例号年3回です。特集号は、6月23日から29日までの男女共同参画週間にあわせ6月15日に発行し、新聞に折込むほか区施設に置き配布します。

女性史の編さん

学識経験者、公募区民等による、中央区女性史編さん委員会を設置しており、中央区の女性たちの暮らしや生き方の変化、活動の軌跡など区民からの聞き書きを含め、中央区の女性史を編さんしています。

男女共同参画推進委員会

男女共同参画行動計画の進捗状況に対する意見・助言を反映し取り組みの改善を図るため、平成16年2月に学識経験者、区内女性・区内団体等からなる男女共同参画推進委員会を設置し運営しています。

男女共同参画講演会等

男女共同参画講演会

男女共同参画を広く周知させるため年

1回講演会を開催しています。

男女共同参画セミナー

職場の中で男女差別がなく、だれもが働きやすい環境づくりを目指して、人事労務担当者および一般を対象に東京都労働相談情報センターとの共催でセミナーを開催しています。

男女共同参画講座

男女共同参画の趣旨をより浸透させるため年1回(2日制)講座を開催しています。

ブーケ祭りの開催

男女共同参画社会の実現を図るため、拠点となる女性センターの活性化を図り、センターを利用する女性団体の意識と主体的力量を高めるため、年1回、ブーケ祭りを開催しています。

区民・団体の活動支援

男女共同参画社会の実現を目的とし、区民団体・グループが自主的な学習活動を行う際に、講演・講座のための講師を必要とする場合、講師謝礼相当分の全部または一部を助成します。

「ブーケ21」女性相談予約制

女性のさまざまな悩みの相談に心じるため、女性センターで専門のカウンセラーにより実施しています。
毎月第1、2、4、5水曜日午後1時～午後4時
第3水曜日午後5時30分～8時30分

information

中央区からのお知らせ



「中央区ブーケ祭り」を今年も開催します

女性センター「ブーケ21」では、今年も「中央区ブーケ祭り」を開催します。

日時
6月17日（金）午前10時～午後5時
6月18日（土）午前10時～午後4時
「プレ・ブーケ祭り」から数えて5回目となる今年は、より内容を充実させるため、例年より3カ月早く準備に取りかかりました。参加団体も昨年を上回る35団体を予定しています。

今年も、みんなで「男女共同参画」について考え、女性センターの本来目的を再認識するために、参加団体が協力して、『男女共同参画かるた』を作成しました。文も絵も参加団体によるものです。この手作りかるたの展示やかるたとりを楽しみたいと思っています。

また、例年どおり、女性センターを拠点とし、学習やボランティア、趣味など自分を生かした活動をしているグループが、日頃の成果を発表します。今年は、初めての試みとしてメインテーマを掲げます。今年のテーマは、「女性と健康」です。団体ごとに「健康」に結びつけ、あるいは健康を意識しながら発表する予定です。展示コーナーでは、体験していただけるコーナーもあります。

社会福祉協議会のコーナーでは、活動が紹介されます。女性センターに隣接している東京都下水道局桜橋第二ポンプ所では、下水道施設のPR、都市下水道のしくみや相談、そして昨年も大好評でしたポンプ所内部の見学会も同時開催します。

研修室の利用休止

ブーケ祭りの準備・実施のため、6月16日の午後1時から17日、18日の間、情報提供コーナー、研修室等の通常の利用は休止します。

「ブーケ21」区民スタッフ養成講座が開講しました

区民の皆さんが女性センター「ブーケ21」のスタッフとして活動していくための養成講座（全15回）が6月2日に開講しました。

受講者の皆さんは、男女共同参画や女性問題に関する基礎的な知識を学んだ後、講座班と広報紙班に分かれ、男女共同参画推進事業の具体的な運営方法を習得します。講座の最後の回では、講座班・広報紙班がそれぞれのグループに分かれて成果を発表します。

9月月に及ぶ夜間講座ですが、たくさんのご応募をいただき、受講できない方も残り残念に思いました。

中央区女性ネットワークの総会が開催されました

設立から1年経過した中央区女性ネットワークの総会が来賓として区長が出席し5月17日（火）に開催されました。男女共同参画社会を目指し、区内の女性団体の交流と連帯を目的として設立された中央区女性ネットワークは、昨年1年間、ネットワークの発行やバザーの参加等の活動をしてきました。総会では、16年度の活動報告に続いて17年度役員と事業計画が決定され河本佳子さんが新会長に選ばれ、2年目の活動のスタートがきらわれました。総会後、パネルディスカッションやコーラスが行われなごやかなうちに終了しました。

男女共同参画講演会のお知らせ

みんなで生きる個性わたしがいきる

性別にこだわらざる意識が自分らしい選択をさまたげていませんか。だれにとっても快適な社会の姿を、男女共同参画の観点から一緒に考えましょう。

講師 瀬地山 角（東京大学助教授）
日時 平成17年7月9日（土）午後1時～3時
場所 女性センター「ブーケ21」
対象・募集人員 区内在住・在勤・在学者 60名（先着順）
費用 無料
保育 2歳6カ月以上の未就学児（先着6名まで）
申込・問合せ先 希望の方は7月1日までにお申し込みください。（女性センター内）
電話またはファクスでお申し込みください。
女性センター内
総務部総務課女性施策推進係
TEL (5543) 0651
FAX (5543) 0652

男女共同参画週間の電光掲示をします

6月23日から29日までの1週間は国によって「男女共同参画週間」と定められています。男女が自立した対等なパートナーとして、共にあらゆる分野に参画する機会が確保され、喜びも責任も分かちあつた社会の実現に向けて取り組むために、男女共同参画基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるために実施されます。

中央区では、より多くの方々に知っていただくために、6月15日（水）から29日（水）まで有楽町マリオンビジョンと八重洲新光八角ボードにおいて、「男女共同参画週間」であることを今年の標語「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」と共に電光掲示します。

編集後記

特集号も今年で2回目となりました。皆さんに読んでいただけるように、家庭に、会社、そして、お子さんに向けて発信しました。「男女共同参画社会」について話し合われるきっかけにしたいだけばと考えています。

最近では、学校行事でも保護者の中に男性の姿を目にする機会が多くなりました。また生活用品や食材などを買い物をする男性や一人で喫茶店に入る女性の姿も珍しくありません。人目を気にせず行動できるという意味では男女問わず、いい時代なのかもしれません。しかし、その反面、選択肢が多いゆえに、自分らしさが大切な時代ともいえるでしょう。そして自分らしく生きるために、心もからだも健康でありたいものです。

この特集号は、みんなが「健やかである」にはどうしたらよいかを多方面から考えてみました。心もからだも健康であるために少しでもお役にたてればと考えています。

今年度も定例号を3回発行する予定です。「ブーケ祭り」の準備も進んでいます。講演会も開催します。女性センターでは男女共同参画社会実現のための情報を発信しています。ひとりでも多くの方に届くことを願って今年度も発信し続けます。

参加団体一覧

会場	団体名	内容				
展示コーナー	1階	オスピーの会 ケアマネ広場 中央区郷土史同好会 中央区消費者友の会 中央区女性ネットワーク 美気(みな)の会 東京都下水道局桜橋第二ポンプ所 中央区社会福祉協議会	オスピー市研修報告、パソコン実演、ピース作品展示ほか ケアマネジャーの仕事の説明と介護相談 昔の町の写真や道具、昔遊びいろいろ 食育と食品の表示 活動内容の展示 活動内容の写真展示 ポンプ所見学会、都市下水道のしくみ、下水道何でも相談 活動内容の紹介			
	女性のからだや生活のコーナー	中2階	カンナの会(18日のみ) CCG研究会 日本助産師会東京都支部中央区分会(18日のみ)	血圧・体脂肪測定、栄養士による栄養指導 働く人の年金・メンタルヘルスの相談 アロマオイルを使ったハンドマッサージ		
		展示コーナー	3階	エコボックス9 押し花くらぶ"ソレイユ" カトレアグループ かな書道を親しむ会 きいちごの会 くまゆ〜クラフト 新日本婦人の会中央支部女性地位向上委員会 中央区環境保全ネットワーク 中央区つつじ会 東京都環境学習リーダー中央の会 東京木目込人形 人形教室みやび会	活動内容のパネル展 押し花絵、小物の展示 フラワーアレンジメント展示・体験教室 展示、体験コーナー 絵手紙展示と絵手紙体験 ガラス&粘土のクラフト、体験 展示、絵手紙体験会 活動展示・体験コーナー 展示 活動内容の展示 木目込み人形の展示 押絵、木目込み人形の展示、体験	
			パフォーマンスコーナー	3階	アマーピロ(18日のみ) アンジェロ(18日のみ) 新婦人中央支部コーラスエーデルワイス(18日のみ) 中央HR研究会(17日のみ) レイロケラニ(18日のみ) 朗読の会	声楽「荒城の月」「なつかしきヴォルガ」「こもりうた」ほか コーラス「アニーローリー」「お江戸日本橋」ほか コーラス「エーデルワイス」「川の流れるように」「童神」ほか 落語、小唄「家見舞」「壺算」「血屋敷」ほか フラダンス「カヒコ・ウラノベオ」「マブマウケアラ」「南国の夜」ほか 「ともしび」「すぎみきこ作
	女性のからだや生活のコーナー			3階	茶友倶楽部 (えんじ18日のみ) 実行委員会	茶会 女性のからだに関するお話と簡単なストレッチ(17日のみ)男女共同参画かるたとり大会
				ひと休みコーナー	4階	苑の会(18日のみ) 藤の会(18日のみ) マカナニ・フラ(18日のみ) 朗読ボランティアグループわかばや会(17日のみ) 中央区女性海外研修者の会 リーダー研修OB会ほか

Bouquet から
 小学生の女の子、男の子へ
**私らしさ、
 あなたらしさを
 大切にしよう!**



あ なたは、「女の子なのに」とか「男の子なのに」と言われて悔しい思いをしたことはありませんか。

「女はこう」「男はこう」と決めつけたり、それを人に押しつけたりしたことはありませんか。

女の子でも男の子でも、自分の好きなことや目標に向かって思う存分力を発揮している人、がんばっている人は、カッコイイものです。

また、女の子だから男の子だからというのではなく、好きなもの、得意なことはみんなそれぞれ少しずつ違います。同じように考え方や感じ方も一人ひとり違います。



家 事をするのはお母さん？それともお父さん？だれかが大変な思いをしていますか。お父さん、お母さんにまかせきっていますか。

共同研究

そうした違いを認め合い、お互いの気持ちを大切にしようと思つたら、「女の子だから」とか「男の子だから」なんて、分けて判断するのはおかしいと思いませんか。



家 中の仕事はたくさんあります。お部屋の片づけ、食事のしたく、トイレ掃除、お風呂掃除、靴みがき…。できるのに、やっていないこと、結構あるでしょう。「面倒だな」と思うこともあるかもしれないけれど、自分できてることを手伝えれば一人だけ大変



な思いをしなくてすみます。それに、お手伝いは自分からすすんでしたほうが、気持ちよくできるものです。

将 来、どんな職業につきたいですか。職業に男性、女性の区別が必要でしょうか。



社会ではいろいろな仕事があり、いろいろな生き方があります。消防士や空港の管制官など以前は男性の仕事とされていた職業に女性も増えていきます。また女性の仕事とされていた保育士や看護師などの職業に男性も増えていきます。女性にしかできない仕事、男性にしかできない仕事は、ほんの少ししかありません。



いろいろなことにチャレンジし、力を蓄え、自分自身の可能性を広げる努力をしましょう。「女だから」「男だから」というだけで、夢をあきらめたり、選択の幅をせばめたりしたら、もったいないです。

**土木工学で
 日本との懸け橋に**



オランダからの研修生
 リサンヌ・フェルメールさん

私は子どもころから橋やダムが好きでした。オランダは国土の4分の1が海より低い土地で、川もたくさんあります。だから複雑な公共工事に興味をもつようになったのだと思います。両親からは何でも自分で決めるように教育されていたので、私は高等専門学校で土木工学を勉強することにしました。

オランダの子どもはサッカーやテニスが好きですが、私は乗馬と柔術を習い、ガールスカウトにも入っていました。家のなかでは人形を作ったり、「レゴ」で大好きな橋や建物を作ったりしていました。

高等専門学校の土木工学のクラスは、男性が30人、女性は私一人だけでした。卒業後、建設全般についても勉強するために、さらに4年間、大学に通いましたが、それでも男性百人に対して女性は10人でした。オランダでも土木工学をめざす女性は決して多くないのです。

昨年、日本で勉強をすることができるよう交流プログラムに応募しました。さまざまな分野から20人が選ばれ、9月から日本語を勉強して、今年1月10日に日本に来ました。このプログラムがあるのは日本だけです。日本とオランダの間には、長い歴史があるからではないでしょうか。

将来は国際的な会社で土木工学関係の仕事がしたいです。ボーイフレンドと家族がオランダに住んでいますから、オランダで暮らして、ときどき日本に来るといったのが理想です。日本とオランダの懸け橋になることができればと思います。

日本は4月半ばまで中央区役所の土木課で研修をしていましたが、今は都内の建設会社の研修に通っています。東京はおもしろいですね。レインボーブリッジのような大きな橋や海上空港、高層ビルに興味があります。狭い場所にどうやって駐車場、ビル、公園を造るかということも学んで帰りたいと思っています。